

令和8年度 一時保護委託対応協力事業

企画提案応募要領

下記のとおり企画提案を募集します。

なお、本事業の実施は愛知県議会における本事業に係る予算の成立を条件とします。

記

1 委託事業名

令和8年度 一時保護委託対応協力事業

2 委託事業の概要

(1) 委託事業の内容

愛知県の各児童（・障害者）相談センターが、医療機関へ一時保護委託（※1）した児童の当該医療機関内における食事、着替えといった身の世話や被服の洗濯等付添業務（※2）を委託する。

※1 虐待等を理由として、児童相談所長が必要と認めた場合に児童を児童養護施設等に入所させること。本事業においては、医療機関に一時保護委託（入院）させた場合にあって当該医療機関から児童の付添を要請された場合を業務の対象とする。一時保護委託は主に緊急に決定され、決定時にあってはその終期が未定である場合が多い。

※2 児童1人あたりの付添日数・時間は個々の事例による。土日・祝日となる場合や24時間泊まり込みとなる場合を含む。

(2) 委託の期間

契約締結の日（令和8年4月当初を予定）から令和9年3月31日まで

(3) 予定数量

年間631日（医療機関への一時保護委託日数の過去3か年平均から算出。予定数量は変動する可能性がある。）

(4) 契約予定単価

下表に掲げる額を上限とする。

摘要	金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）
単価（午前5時～午後10時）	付添1時間あたり1,580円
単価（午後10時～午前5時）	付添1時間あたり1,980円
付添者の付添勤務中の食事代	付添者が6時間以上勤務し、勤務時間中の児童の食事回数に限り1回820円を上限として実費。
履行場所への往復に係る付添者の交通費	公共交通機関は実費。自動車（タクシーを除く）の場合は走行距離（km、ただし1km未満は切り捨て）に25円を乗じた額。
付添者に係る寝具使用料	実費。ただし、寝具類の仕様及び数量は必要最低限のものとする。

(5) 契約相手方数

1者

3 応募資格

別紙のとおり

4 企画提案の方法

(1) 提出する書類

「企画提案書作成要領」に基づいて必要書類を作成し、提出してください。
なお、提案内容は、1者につき1案とします。

(2) 提出期間

令和8年3月2日（月）～令和8年3月10日（火）午後5時（必着）

(3) 提出先

愛知県福祉局児童家庭課 児童虐待対策グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）

(4) 提出方法

持参、郵送又は宅配便により、書面により提出するものとします。

郵送又は宅配便による場合は、令和8年3月10日（火）午後5時以降に愛知県庁に到達したものは無効とします。無効に関する異議の申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとします。なお、提出された書類に不備がある企画提案書、法令等に違反した企画提案書又は愛知県の事業として不適切な企画提案書は、無効とします。

5 企画提案の選考方法

(1) 選考方法

企画提案書の書面審査により実施します。

(2) 選考基準

○提案内容に関する基準

- ・業務実施体制
- ・付添者の知識、経験、資格等
- ・付添者に対する管理及び教育
- ・経費見積

○社会的価値の実現に資する取組に関する基準

①環境に配慮した事業活動

- ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること
- ・自動車エコ事業所の認定を受けていること

②障害者等への就業支援

- ・障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。）
- ・名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用していること
- ・障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があること

③男女共同参画社会の形成

- ・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること
- ・女性の活躍促進宣言を提出していること
- ・えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けていること

④仕事と生活の調和

- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること
- ・あいっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること
- ・くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けていること
- ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること
- ・愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施

(3) 選考結果の通知

選考結果については、選考通過者及び落選者それぞれに通知します。

- (4) 選考結果発出日（予定）
令和8年3月19日（木）

6 委託費の対象経費

委託費の対象となる経費は、人件費及び物件費（これらに係る消費税及び地方消費税を含む。）とします。但し、耐久消費財（パーソナル・コンピュータ及びその周辺機器を含む。）については、対象となる経費とは認められません。

7 企画提案書の帰属等

- (1) 提出された企画提案書については、返還しません。
- (2) 採用された企画提案書の著作権については、愛知県に帰属します。
- (3) 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については開示することとします。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で、愛知県が判断します。

8 その他

- (1) 企画提案に係る経費（必要書類の作成及び提出等）は愛知県では負担しませんので、各応募者で負担してください。
- (2) 契約保証金は、愛知県財務規則（昭和39年3月25日愛知県規則第10号。以下「財務規則」といいます。）第129条の2の規定により、契約金額の100分の10とします。
ただし、財務規則第129条の3各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
- (3) 代金の支払いは、原則として精算払とします。ただし、応募者が非営利法人の場合については、愛知県との協議により概算払を認めることができるものとします。
- (4) 契約に当たっては、最も優秀であると選定された企画提案を提出された方と、委託事業の仕様及び契約金額を協議した上で、委託契約を締結することとなります。このため、契約金額については、経費見積書に記載した見積金額と同額とならない場合があります。
なお、協議が不調に終わった場合は、次点の方と協議するものとします。
- (5) 業務の実施にあたっては、あらかじめ愛知県と協議することとし、愛知県が修正等の指示を行った場合には、愛知県の指示に従ってください。

9 問い合わせ先

本委託事業に関する問い合わせは、令和8年3月6日（金）までにメール又はFAXでお願いします。問い合わせに対する回答は、個別に行います。

メールによる場合は、件名を「問い合わせ（一時保護委託対応協力事業）」としてください。

担 当 愛知県福祉局児童家庭課児童虐待対策グループ（今泉）

住 所 〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）

電 話 052-954-6281（ダイヤルイン）

FAX 052-971-5889

E-mail jidoukatei@pref.aichi.lg.jp

（参考：公告用）

応募方法の詳細については、ネットあいち（愛知県公式WEBサイト）内に公開されていますので、下記のページよりダウンロードしていただきますようお願いします。

アドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/ichijihogoitakur7.html>

※ネット環境がなく、紙で打ち出したものが必要な場合は、御足労ですが「9 問い合わせ先」までお越しください。

一時保護委託対応協力事業 応募資格

1 企画競争の参加には、次に該当する者であることを要件とする。

愛知県内に主たる事業所（支部、支店を含む）を有する団体

2 ただし、1に該当する者であっても、次の各号にかかげる要件すべてを満たさない者は、欠格とする。

- (1) 財政的基礎が確立されており、必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治的活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 愛知県指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、企画提案書の提出期間において、「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。